

四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第37号

四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年四日市市条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる<u>区</u>分に<u>応</u>じ、当該各号に定める数の合計数に1人を加えた数以上とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる<u>区</u>別に<u>応</u>じ、当該各号に定める数の合計数に1人を加えた数以上とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p>
<p>(職員)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の<u>区</u>分に<u>応</u>じ、当該各号に定め</p>	<p>(職員)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の<u>区</u>分に<u>応</u>じ、当該各号に定め</p>

る数の合計数に1人を加えた数以上とし、そのうち3分の2以上は保育士とする。

(1)及び(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童
おおむね15人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25
人につき1人

3 (略)

(職員)

第45条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1施設につき2人を下回ることはできない。

(1)及び(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童
おおむね15人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25
人につき1人

3 (略)

(職員)

第48条 (略)

る数の合計数に1人を加えた数以上とし、そのうち3分の2以上は保育士とする。

(1)及び(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童
おおむね20人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30
人につき1人

3 (略)

(職員)

第45条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1施設につき2人を下回ることはできない。

(1)及び(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童
おおむね20人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30
人につき1人

3 (略)

(職員)

第48条 (略)

<p>2 <u>保育従事者</u>の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合计数に1人を加えた数以上とし、そのうち3分の2以上は保育士とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p>	<p>2 <u>保育事業者</u>の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合计数に1人を加えた数以上とし、そのうち3分の2以上は保育士とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

(こども未来部保育幼稚園課)